

善意銀行預託金 払い出し事業

～ 地域を支える、縁の下の力持ちを応援します ～

募集期間

令和 6 年 4 月 1 5 日 (月) ～ 5 月 2 0 日 (月)



<これまでに払い出しを行った事業>

- ・子どもの居場所づくり、学習支援、ひきこもり・不登校児などの心理支援の運営費用
- ・異文化の相互理解&国際交流の開催費用
- ・高次脳機能障がい&失語症講座の開催費用
- ・地域住民と障がいのある方との相互交流など

高槻市社協 イメージキャラクター
タッピー

問い合わせ先 (応募先) 社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会 総務課
〒569-0065 高槻市城西町4番6号 高槻市地域福祉会館北棟1階
TEL / (072) 674-7496 FAX / (072) 661-4901

善意銀行は、高槻市社会福祉協議会に対し、市民から寄せられた寄付金を積み立て運用しています。本市の福祉向上のためにご寄付いただいた市民の温かいご厚情を大切に、寄付金の一部を善意銀行預託金として払い出しを行い、市民グループや各種民間福祉団体が自主的に実施する地域福祉活動を支援しています。

地道で日常的な活動に取り組む地域住民グループや、斬新なアイデアを持った福祉活動を展開する福祉団体など、お申し込みください。

1 預託金払い出し対象事業

社会福祉の増進に貢献し、かつ多くの市民の利用に供し共感を得るもので、善意銀行の趣旨目的に沿って実施されると認められる事業です。

- ・高槻市民を対象に、市内で行う非営利な事業
- ・模範となる先駆的、開拓的な事業
- ・住民の身近な地域での福祉活動事業
- ・時代に即応した社会的課題の解決につながる事業 等

※ なお、1団体（グループ）1事業のみの申請とします。また、過去2年以内に払い出しを受けた団体（グループ）、同一事業は対象外。

2 預託金払い出し対象団体

高槻市内において、社会福祉の推進を目的とする事業を日常的に行う福祉団体で、協議会会長が認めたものです。

- ・第1・2種社会福祉事業を行う団体
- ・地区福祉委員会など本協議会の関係団体、グループ
- ・本協議会が適当と認める福祉団体、ボランティア・市民活動団体 等

3 預託金払い出し内容

- (1) 1事業に対する払い出し額
1事業につき、対象事業費総額の10分の8以内（上限：100万円）
- (2) 令和6年度
善意銀行預託金払い出し事業
払い出し総額：上限300万円

4 応募について

- (1) 応募要項・申請書等の入手
本協議会事務局受付にて配布しています。（ホームページからもダウンロード可）
- (2) 応募方法
事前に事業内容の詳細についてヒアリングしますので、所定の申請書等にご記入の上、お手数ですが事務局まで直接ご持参ください。
ア 払出申請書
イ 事業計画書
ウ 事業収支予算書
エ その他対象事業の詳細がわかる資料
- (3) 応募期間
4月15日（月）～5月20日（月）まで
受付時間 8:45～17:15
（土・日・祝日は除く）

○審査・選考の流れ

審査・選考については、善意銀行等管理運営委員会の意見を聴いて、協議会会長が決定します。選考結果については、7月中旬頃に善意銀行払出決定書により申請者に通知します。